

災害時における協定の締結について

1 災害協定の目的

民間事業者と災害協定を締結することにより、区の災害対応力の強化を図る。

2 災害協定の内容

(1) 災害時における物資の供給に関する協定

① 概要

大規模噴火により、降り積もった火山灰を収集するための袋として、降灰収集用の袋（ポリ袋を重ねて使用）の提供を要請するものである。また、災害時の流通物資として、主に以下の物資の供給を要請するものである。

・ポリ袋、防臭袋、消臭袋など

② 相手方

株式会社ジャパックス 東京都千代田区東神田一丁目5番5号

代表取締役社長 大木 武司

(2) 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定

① 概要

災害時等に、支援物資の仕分けや輸送、物資拠点の提供及び運営等を要請するものである。

② 相手方

一般社団法人A Z - COMネットワーク

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

理事長 和佐見 勝

(3) 災害時における避難所等の警備及び運営支援に関する協定

① 概要

災害時、区内における避難所や支援物資の集積・配送拠点の警備及び運営支援※を要請するものである。

※運営支援 避難所：物資配給場所における列整理、避難者の外出・帰宅時の受付など
集積・配送拠点：運搬車両の誘導、物資積み込み作業の補助など

② 相手方

総合警備保障株式会社 東京都港区元赤坂一丁目6番6号

代表取締役 栢木 伊久二

(4) 災害時における民泊施設提供の協力に関する協定

① 概要

災害時、要配慮者の避難施設として、区内民泊施設の提供可否の確認等を要請するものである。

② 相手方

Airbnb Japan 株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目14番11号
代表取締役 田邊 泰之

(5) 災害時における資機材等の提供に関する協定

① 概要

災害時、被災者の人命救助にあたり、バール等の資機材の提供を要請するものである。
また、区民等から資機材の提供の求めが協定の相手方に対して直接あった場合においても、提供するものとする。

② 相手方

一般社団法人 東京都トラック協会台東支部
東京都台東区西浅草二丁目23番1号加藤ビル3階
支部長 松本 有司

※項番1～5の協定書案については別紙1～5のとおり。

3 今後の予定

令和7年7月以降

各協定締結

(案)

災害時における物資の供給に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）と株式会社ジャパックス（以下「乙」という。）とは、災害時における応急物資（以下「物資」という。）の確保及び供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、台東区内（以下「区内」という。）に災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、甲乙が相互に協力して、災害時の住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(物資の要請等)

第2条 甲は、災害時、甲の備蓄物資のみでは十分な応急措置を実施することができない場合、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに物資を調達し適切な措置をとるとともに、甲に優先して物資を供給するよう努めるものとする。ただし、乙が被災したときは、この限りでない。

3 乙は、第1項の要請による物資及び数量について、応じ難いときは、可能な範囲内で供給するものとする。

(供給物資)

第3条 甲が供給を要請する製品の範囲は、次の各号に掲げるもののうち、乙において供給可能な品目及び数量とする。

- (1) ポリ袋（降灰収集用の袋、ごみ袋など）
- (2) 防臭袋・消臭袋
- (3) その他乙が取り扱う商品で、甲が必要と認めたもの

(要請方法)

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後において書面を提出するものとする。

(物資の引取り)

第5条 物資の引取場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所においてこれを引き取るものとする。

2 乙は、物資を引き渡すときは、品目及び数量を記載した納品書を、引取場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者（以下「引取人」という。）に提出するものとする。

3 引取人は、前項の規定により提出された納品書を受け取ったときは、物資の品目及び数量を確認し、受領書を発行するものとする。

(運搬体制の確保)

第6条 物資の運搬については、乙又は乙が指定するものが行うものとする。ただし、当該者が行うことが困難である場合は、甲又は甲が指定するものが行うものとする。

2 甲及び乙は、物資の運搬に使用する車両について、緊急通行車両（災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両をいう。以下同じ。）に係る事前届出を関係機関に行い、運搬体制の確保に努めるものとする。

3 甲は、物資の運搬に使用する車両が緊急通行車両として通行できるよう可能な限り配慮する

(案)

ものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物資の代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費の請求及び支払)

第8条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、請求書をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、業務実施中に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和41年7月台東区条例第16号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

(情報交換及び提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行うものとし、平素から災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡窓口)

第11条 甲及び乙は、担当部署及び連絡責任者を定め、連絡体制表を文書により通知するものとする。

(協定の期間及び更新)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(要請の優先順位)

第13条 甲からの要請が、同様の協定を締結している地方公共団体の要請と重複した場合は、個別に協議するものとする。

(協 議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

(案)

令和7年〇月〇日

東京都台東区東上野四丁目5番6号
甲 東京都台東区
東京都台東区長

東京都千代田区東神田一丁目5番5号
乙 株式会社ジャパックス
代表取締役社長

災害時における支援活動に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）と一般社団法人 AZ-COM ネットワーク（以下「乙」という。）とは、台東区内及びその関連する地域において、災害時又は災害発生のおそれのある場合（以下「緊急時」という。）における支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、原則として緊急時において、甲の協力要請に基づき、乙が地域貢献活動の一環として協力を行う際に、被災地の状況を的確かつ迅速に把握し、円滑に支援活動を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要なときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の要請は、支援活動要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、甲が文書により協力を要請することができないときは、乙に対して、口頭により協力を要請した後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 甲は、第1項の要請の必要がなくなったときは、乙に協力要請の終了を通知するものとする。

（協力の範囲）

第3条 乙は、前条の甲の要請に基づき、乙の持つ組織力や機動力、乙に所属する会員パートナー企業、その従業員等、個々人が持つ専門技能、各種関係団体とのつながり等をいかし、状況に応じて次に掲げる協力を行うものとする。

（1） 支援物資（甲及び乙が調達する物資及び乙が協定を締結する第三者から当該協定の範囲内において甲に提供される物資をいう。以下同じ。）の調達活動及び受付

（2） 支援物資の仕分け、輸送及び配給活動

（3） 物流業を中心とする専門的な知識や技能を活用した支援活動

（4） 台東区内外で発生した災害に関する情報収集及び甲との情報交換

（5） 荷役作業、配送等の拠点の提供及び運営

（6） 甲が設置する茨城県筑西市の広域防災備蓄倉庫にある物資の輸送

（7） 物資輸送、荷役作業等に関する専門的な知識を有する者の派遣

（8） その他甲乙協議により定めた活動

2 前項に掲げる乙の活動に対して、甲は、当該活動に必要な情報の提供、行政機関との調整、広報等の支援を行うものとする。

3 乙は、第1項の活動を円滑に実施するため、必要な資機材を提供するものとする。

4 乙は、甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援要請に応じられない場合は、この限りでない。

(案)

(報 告)

第4条 乙は、第2条の要請に基づき支援活動を実施したときは、甲に対して支援活動報告書(様式第2号)により報告するものとする。

(情報交換)

第5条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害発生時の対応に関する情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(防災訓練等)

第6条 乙は、甲からの申請があったときは、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加し、協力するものとする。

(協定の普及及び啓発)

第7条 乙は、緊急時の活動を円滑に行うため、平常時から乙に所属する会員パートナー企業及び各種団体に対し、この協定の普及及び啓発に努めるものとする。

(経費の負担及び請求等)

第8条 本協定に基づき実施した業務に関する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、法令その他別に定めがあるものを除き、原則として、災害等発生時直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項の協議に基づく支払い請求書を受理したときは、乙に対して速やかに当該経費に相当する額を支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、本協定に基づく業務の実施に当たって事故等が発生したときは、文書により甲に報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書により報告ができないときは、甲に対して、口頭により報告した後、速やかに書面を提出するものとする。

(損害の負担)

第10条 荷役作業、配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。

ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償等)

第11条 甲は、この協定に基づき支援活動に従事した者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例(昭和41年7月台東区条例第16号)に基づき補償するものとする。

2 甲又は乙は、この協定に基づく支援活動の実施に当たって、各々の責に帰すべき事由により甲若しくは乙又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

(案)

2 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定め、連絡体制表(様式第3号)を書面により通知するものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第15条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年〇月〇日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号

東京都台東区

東京都台東区長 服部 征夫

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

鉄鋼ビル本館5階

一般社団法人A Z-COMネットワーク

理事長 和佐見 勝

災害時における避難所等の警備及び運営支援に関する協定書

東京都台東区（以下「甲」という。）と総合警備保障株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における必要な業務連携を行うために、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、災害時において、甲及び乙が連携して、台東区内における避難所等の警備及び運営支援を目的とした協力業務（以下「協力業務」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に実施を要請する協力業務の内容は、次の各号のとおりとする。

- （1）甲が運営する避難所の警備及び運営支援に関する業務
- （2）甲が運営する災害物資の集積・配送拠点の警備及び運営支援に関する業務
- （3）警備及び誘導を実施する際に必要な助言
- （4）前3号の他、甲が必要とし、乙が協力に同意した業務

2 乙は、第1項の業務を実施するに際しては、自己の可能な範囲においてこれを遂行すれば足りるものとする。

（協力業務の要請）

第4条 甲は、災害時により前条に定める業務について、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、協力業務の実施を希望する日の原則7営業日前までに協力業務要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により、書面で要請する。ただし、緊急を要するときは、SMS（Eメールを含む。）等（以下「SMS等の方法」という。）により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、要請された協力業務の受諾可否（一部受諾を含む。）を判断し、甲に書面、SMS等の方法により連絡するものとする。なお、この場合において、甲は、被災その他の事情により協力が困難であるとの判断に基づき乙が要請を受諾しない場合があることを、あらかじめ同意するものとする。
- 3 乙は、甲の要請に応じる場合は、協力業務要請受諾書（様式第2号、以下「受諾書」という。）を速やかに甲に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、SMS等の方法により連絡し、その後受諾書を提出するものとする。
- 4 甲及び乙は、協力業務の内容が、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項各号に定める警備業務に該当するときは、要請書、受諾書のほか、警備業法上必要な書面を取り交わすものとする。

（個別契約の優先）

第5条 この協定に関し、別途甲乙間で締結された個別契約が存在する場合は、特段の事情がない限り、当該個別契約がこの協定に優先するものとする。

（協力業務の実施）

第6条 乙は、協力業務を受諾した場合、速やかに、当該業務に従事する人員を甲に書面、SMS等の方法により報告するものとする。

- 2 乙は、協力業務終了後遅滞なく、業務実施報告書（様式第3号、以下「報告書」という。）によりその状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合はSMS等の方法により報告し、事後に報告書を提出するものとする。
- 3 甲は、協力業務について、変更が生じたときは、その都度乙に書面、SMS等の方法により連絡するものとし、協力業務の必要がなくなったときは、その旨を速やかに乙に書面、SMS等の方法により連絡するものとする。
- 4 甲は、関係機関への届出等、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（協力業務の中断等）

第7条 乙は、協力業務の要請に応じた後においても、乙がやむを得ないと判断した場合には、協力業務を中断することができる。

- 2 協力業務を中断するときは、可能な限り事前に甲へ書面、SMS等の方法により連絡するものとし、事前に当該連絡ができなかった場合は、可能となり次第速やかに連絡す

るものとする。

(安全の確保)

第8条 甲は、協力業務に従事する乙の人員に対する安全の確保に十分配慮する。

(再委託)

第9条 乙は、乙の子会社等関係会社を除き、甲の承認を得た場合に限り、本協定に基づく協力業務の全部又は一部を乙以外の第三者に再委託することができるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、業務を終了後、協力業務に係る費用の支払いを甲に請求するものとする。

なお、費用の算出方法については、災害発生直前時における労務単価等を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

2 甲は、前項の請求があった時は、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、甲が第4条第1項により行った要請の全部又は一部を取り止めた場合においては、乙は既に協力業務の遂行のために要した費用の請求ができるものとする。

(損害の負担)

第11条 協力業務により生じた損害の負担は、甲乙協議により決定するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により生じた甲の通常の損害の負担は、乙が負うものとする。

(緊急連絡先の共有)

第12条 甲及び乙は、担当者の部署、役職及び緊急連絡先について互いに緊急連絡者確認書(様式第4号)に定め、共有するものとする。この場合において、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に変更後の内容を報告するものとする。

(守秘義務)

第13条 甲及び乙(第9条の規定により乙から委託を受けた者を含む。)は、本協定に関して知り得た情報を、本協定の履行にのみ使用するものとし、善良なる管理者の注意

をもって管理し、これを第三者に開示又は漏えいしてはならないものとする。

2 前項の規定は、本協定終了後も効力を有するものとする。

(協定の効力)

第14条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による特段の意思表示がない限り、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、相手方が本協定の内容に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず当該違反が是正されない場合、本協定を解除することができるものとする。

(合意管轄)

第15条 本協定及び本協定に付随する一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年〇月〇日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
台東区
台東区長 服部 征夫

乙 東京都港区元赤坂一丁目6番6号
総合警備保障株式会社
代表取締役 栢木 伊久二

災害時における民泊施設提供の協力に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）及び Airbnb Japan 株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者（要配慮者に付き添い支援する者を含む。以下「要配慮者」という。）への民泊施設（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）により住宅宿泊事業の用に供されている住宅及び旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）により簡易宿泊営業の用に供されている施設をいう。以下同じ。）の提供の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、災害時において、要配慮者の受入れに係る民泊施設提供の協力に関して、乙が甲に協力するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第 2 条 この協定の対象施設は、乙の関連会社であるアイルランド法人 Airbnb Global Services Limited（観光庁長官(02)第 S0001 号。以下「AGSL」という。）が運営する仲介ウェブサイトに掲載されている民泊施設のうち災害時に提供可能なものとする。

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時において、要配慮者への支援を行うに当たり、第 5 条各号に掲げる業務について乙の協力が必要であると認めたときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、要請を受けたときは、特別の理由がない限り、これに応じるものとする。

（要請への対応）

第 4 条 乙は、要請を受けたときは、応諾の可否を文書により回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により回答し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、要請に応じる場合は、速やかに要配慮者の受入れが可能な民泊施設の受入れ可能人数、受入れ可能期間等を取りまとめ、前項の規定による回答と併せて甲に報告するものとする。

3 甲は、乙の協力が必要と認められる要配慮者の情報を集約するとともに、乙と協議の上、前項の規定により乙から報告された民泊施設のうちから、要配慮者を受け入れる民泊施設を選定し、当該要配慮者への支援を実施するものとする。

（協力の範囲）

第 5 条 甲の要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) AGSL が運営する仲介ウェブサイトに掲載されている民泊施設を管理する事業者

(以下「事業者」という。)に対する民泊施設の提供可否の確認

- (2) 甲と事業者の費用精算の仲介
- (3) 前2号の業務に係る甲及び事業者との相互調整
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲乙協議の上必要があると認めた事項

(利用期間)

第6条 要配慮者が、甲の要請に基づき民泊施設を利用することができる期間は、7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合は、乙及び事業者と協議の上、その期間を延長することができる。

- 2 前項に規定する利用の期間が終了したときは、甲の責任及び費用負担において要配慮者を民泊施設から直ちに退去させるものとする。

(実績の報告)

第7条 乙は、第5条に掲げる業務を実施したときは、遅滞なく書面により実施状況を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 要配慮者の民泊施設宿泊に係る費用（災害直前における適正な価格を基準とする。）については、甲の負担を原則とし、その費用、支払方法等については、甲、乙及び事業者が協議の上決定するものとする。

(取消料)

第9条 乙及び事業者は、要配慮者の民泊施設の利用について、その変更又は取消しがあった場合は、甲及び要配慮者に対し、変更又は取消しに係る費用を請求しないものとする。

(損害補償)

第10条 この協定に基づく民泊施設の利用に関し、その設備等に損害が生じた場合、当該民泊施設を提供した事業者は原則として、当該損害を及ぼした者に対し補償の請求を行うものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙及び事業者は、この協定に基づく業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この協定が有効期間の満了又は解除により効力を失った後も、なおその効力を有するものとする。
- 3 この協定に基づき乙が業務を実施する際必要な場合には、甲及び乙の間で別途機密保持契約を締結することができるものとする。

(連絡調整体制の整備)

第12条 甲及び乙は、この協定に規定する事項を円滑に実施するため、連絡責任者、電話番号等の情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

(案)

ただし、当該期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(事業者への周知)

第14条 乙は、事業者に対し、事前に第6条及び第8条から第11条までの規定について周知し、乙と事業者が締結する契約書等に明記するようにしなければならない。

(協 議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年〇月〇日

東京都台東区東上野四丁目5番6号

甲 東京都台東区

東京都台東区長 服部 征夫

東京都新宿区西新宿一丁目14番11号

乙 Airbnb Japan 株式会社

代表取締役 田邊 泰之

大規模災害時における資機材等の提供に関する協定

台東区（以下「甲」という。）及び一般社団法人東京都トラック協会台東支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、大規模災害時において、甲又は区民等に対し、乙が所有する資機材等を提供するために必要な事項を定めることを目的とするものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定における大規模災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合その他同号に規定する災害に準ずるものと甲が認めた場合をいう。

（資機材等の提供）

第3条 甲は、大規模災害時において、被災者の救助等の災害応急対策に当たって、乙に対し、その所有する資機材等の提供を求め、乙は、これに応じるものとする。ただし、乙が被災する等して当該資機材等の提供が困難と認められる場合は、この限りでない。

2 乙が提供する資機材等は、バール等の工具類で、その種別及び数量は、乙が状況に応じて決定することとし、甲は資機材等の提供を受け、これを使用するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙は、区民等から被災者の救助等の災害応急措置の業務に当たって、資機材等の提供の求めがあった場合は、当該資機材等を提供することができる。

（情報共有）

第4条 甲は、乙が保有する資機材等の状況について情報提供を求めることができ、乙は当該求めがあったときは、情報共有に努めるものとする。

（要 請）

第5条 甲は、乙に対し資機材等の提供を要請する場合は、要請日時、使用場所、提供期間、資機材の種別、数量等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、書面により要請するいとまがなく緊急を要する場合は、電話又は直接口頭をもって必要な事項を通知するものとし、事後速やかに書面

を交付するものとする。

- 2 前項の規定は、第3条第3項の規定により区民等が乙から資機材等の提供を受ける場合は適用しない。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を選任し、他の当事者にあらかじめ通知するものとする。

- 2 甲及び乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙は、第3条の規定に基づき資機材等を提供する場合は、無償で行う。ただし、同条第1項の規定により提供された資機材等が破損、紛失する等、乙に損害が生じた場合は、特別な事情がある場合を除き、甲がこれを補償するものとする。

- 2 第3条第3項の規定により乙から区民等に提供された資機材等が破損、紛失する等、乙に損害が生じた場合は、破損、紛失等について区民等に故意又は重過失がある場合を除き、甲がこれを補償する。

(災害補償)

第8条 甲は、この協定に基づき、区民等が乙から資機材等の提供を受け、災害応急措置の業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和41年7月台東区条例第16号）に基づき補償するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議の上定めるものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

- 2 前項の協定期間が満了する日の3月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、協定期間は更に1年間更新されたものとし、その後も同様とする。

(案)

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年〇月〇日

東京都台東区東上野四丁目5番6号

甲 東京都台東区

東京都台東区長 服 部 征 夫

東京都台東区西浅草二丁目23番1号加藤ビル3階

乙 一般社団法人 東京都トラック協会台東支部

支部長 松 本 有 司